

景観計画区域における届出対象行為

景観計画区域内で、以下に掲げる規模の建築行為や開発行為等を行う場合には、鬼北町景観まちづくり条例施行規則に基づき、町へ届出が必要です。

対 象	届出を要する行為の内容	規 模
建 築 物	建築物の新築、増築、改築	建築面積200㎡または高さが10mを超えるもの
	建築物の外観を変更する修繕、模様替えまたは色彩の変更	
工 作 物	工作物の新築、増築、改築	高さ10mを超えるものまたは建築面積1,000㎡以上のもの
	工作物の外観を変更する修繕、模様替えまたは色彩の変更	
開発行為等	土石の採取、鉱物の採掘、その他土地の形質の変更および屋外における物品の集積または貯蔵	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積にあつては、規模が1,000㎡または高さが3mを超えるもの
屋外広告物	—	屋外広告物条例の規定による許可を要するもの

景観計画
区域

3

下鍵山・幸田地区のまち並みと 明星ヶ丘施設群の歴史文化景観



井谷家住宅



明星ヶ丘



大野作太郎地質館



明星草庵



四万十街道ひなまつり



歴史民俗資料館



キャンドルナイト

明星ヶ丘施設群には、国登録有形文化財に指定されている井谷家住宅、明星草庵、歴史的な建造物の歴史民俗資料館、大野作太郎地質館などが立地し、住時の面影が偲ばれる空間を形成しています。また、その隣接地には、下鍵山・幸田地区の古いまち並みが存在しています。

近年は「ひよし星降るキャンドルナイト」や「四万十街道ひなまつり」など、まち並みを活かしたイベントなどが開催されていることから、さらに、積極的に地域の景観を維持するうえでも、「幸田地区のまち並みと明星ヶ丘施設群」を景観計画区域として設定します。

